

○司会（和田）

引き続き、日本弁護士連合会・菊地裕太郎会長より御挨拶がございます。菊地会長，よろしくお願ひいたします。



○菊地裕太郎日本弁護士連合会会長

本日は裁判員制度10周年記念シンポジウム「裁判員制度のこれまで、そしてこれから」に御参加賜り，誠にありがとうございます。また，御来賓の皆様には御臨席賜り本当にありがとうございます。共催者である日本弁護士連合会を代表して一言御挨拶申し上げます。

さて，本日5月21日をもちまして裁判員制度実施からちょうど10年になりました。戦前に陪審制度が一時期実施されましたが，それを除くと，いわゆる職業裁判官による裁判のみ行われてきました。2001年，平成13

年に司法制度改革審議会意見書が公表され，刑事裁判に国民が参加することにより，司法の国民的基盤を確立することが刑事裁判に求められました。その結果，誕生したのがまさにこの裁判員制度であります。

裁判員制度は具体的事件ごとに選出された裁判員と職業裁判官が合議体を構成し，有罪，無罪の決定のみならず，刑の量定も行うということで，諸外国に例を見ない我が国独自の制度です。職業裁判官による裁判を所与のものとしてきた我が国において，果たしてこの制度が根付くかどうか，国民に受け入れられるのかどうかということについて不安の声もないではありませんでした。

しかし，実際に裁判員制度が始まってみますと，その不安の多くは杞憂でした。法廷では，裁判員，補充裁判員の皆様方が証拠を見聞きし，証人や被告人に直接質問するなど，裁判員の皆様が真剣に取り組んでおられることが伝わってまいりました。また，記者会見やアンケートの結果などから裁判員，補充裁判員の皆様が有罪，無罪の判断，

そして刑の量定に責任をもって関わっておられることが伝わってまいりました。10年の歳月を経て裁判員制度は着実に国民に浸透しており、今や刑事裁判に国民参加するのは当然であるという認識が定着したと言っても過言ではないように思います。

このことは誰よりも、まずは裁判員を経験された皆様のおかげであります。また、裁判員選任手続に出頭したけれども、選任されなかった裁判員候補者をはじめ、多くの国民の皆様に支えられていることを忘れてはなりません。この場を借りて改めて敬意を表したいと存じます。

もっとも裁判員制度に課題がないわけではありません。アンケートの結果によれば、弁護人の説明等が分かりにくかったという回答が少なくありません。また、裁判員候補者の辞退率が徐々にですが上昇しつつあります。裁判員制度が健全に機能するためには、様々な職業の人、様々な年代の人、様々な属性の人が裁判員として参加できる必要があります。制度の意義を広めるとともに、多様な人たちが裁判員

として裁判に参加できる社会的基盤の整備が急務です。

日本弁護士連合会としては、弁護人の法廷技術の更なる向上のため、研修、研さんに努めるとともに、この制度が充実発展するよう、法教育や経験交流会などを通じて社会的基盤の拡充に努める所存であります。それには法曹三者の皆様と情報、そして認識を共有して制度の充実に努めなければなりません。

最後になりますが、本シンポジウムが10年を一区切りとして、その到達点と課題を明らかにし、10年、さらに20年、さらに永続的な発展につながりますように、本シンポジウムが意義の深いものになることを祈念して私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○司会（遠藤）

菊地会長、どうもありがとうございました。